

# 12月定例議会の概要

## 12月定例議会を11月26日から12月21日までの26日間の期間で開催し 鈴鹿市一般会計補正予算案など7議案を可決しました

12月定例議会初日の11月26日には、市長から「平成30年度鈴鹿市一般会計補正予算（第2号）」など6件の議案が提出され、提案説明が行われました。

12月5日には、提出議案に対する質疑を行い、5日・6日・7日・10日・11日の5日間では20名の議員が一般質問を行いました。

また、11日には、議案6件を委員会に付託し、11日・12日・13日・19日には、各委員会で付託議案の審査などを行いました。

12月定例議会最終日の21日には、各委員長から付託議案について審査結果の報告がありました。その後、4名の議員が討論を行い、採決の結果、議案6件はいずれも可決しました。

さらに、「市長の専決処分事項の指定について」の委員会発議案1件が議会運営委員会から提出され、提案説明の後、採決の結果、可決しました。

## 各委員会での主な議案審査状況

### 地域福祉委員会

#### 議案第64号 鈴鹿市手話言語条例の制定について

**(概要)** 手話に関する基本理念を明らかにし、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進することで、手話への理解とその普及を図り、市民の皆さんが共生する地域社会の実現を目的とした条例を制定しようとするもの。

#### 質疑

手話言語条例を制定した後、本市はどのような取り組みを行っていくのか。  
また、市民や民間事業者に対してはどのような取り組みを求めていくのか。

#### 答弁

手話通訳者を増員し、手話に関する施策に対応していく。具体的な施策に関しては、条例制定後に学識経験者・市民公募委員・手話を必要とする方などを構成員とする会議を設置して、協議を行い、決定する。

市民には、手話を必要とする方への理解や施策への協力を求め、民間事業者には、手話を必要とする方が利用しやすいサービスや働きやすい環境の提供を求めていく。

